

副本

平成27年(ワ)第11996号, 平成28年(ワ)第2023号, 平成28年(ワ)第2895号 個人番号利用差止等請求事件


原告 平野かおる ほか144名


被告 国


被告第8準備書面


平成31年3月29日


大阪地方裁判所第24民事部合議2へ係 御中


被告指定代理人 水野 健太 


那須 理恵 


河村 聖 


山口 高志 

松林 直邦 


伏木 崇人 

谷口 香穂 

織屋 雄紀 

丹治 信幸 

井形洋昭 

勝又聖覺 

稲垣英明 

落合盛之 

田中政俊 

小園英登 

及川涼介 

長岡文道 

保科実 

坂場純平 

平野聡司 

小泉敬 

寺田麻倫 

田邊樹 

享保俊佑 

川上進太 

被告は、本準備書面において、原告らの平成30年12月28日付け準備書面11（以下「原告準備書面11」という。）及び平成31年1月21日付け準備書面12（以下「原告準備書面12」という。）における求問に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例により、これらを整理したものは、別紙「略称語句使用一覧表」のとおりである。

第1 はじめに

原告準備書面11においては、被告の認否及び反論等をまとめた箇所が散見されるが、これらは、事実に関する主張ではなく、飽くまでも原告らが認識するところの被告の認否及び反論等であるにすぎない（もとより、認否の対象となるものではない。）。

原告らの請求の原因に対する被告の認否は、被告第1準備書面第1（4ないし16ページ）のとおりである。また、原告らの主張に対する被告の反論等は、これまでに本件訴訟において主張したとおりである。したがって、被告は、本準備書面において、原告らのまとめた被告の認否及び反論等の正誤について、その一つ一つを取り上げて詳細に言及することはしない。

第2 原告準備書面11第4の1及び2(3)（4及び5ページ）について

1 原告準備書面11第4の1（4ページ）について

原告らは、被告の主張について、「被告は、番号制度においては、「何ら個人情報保護措置も講じなかった場合に個人情報の漏洩等の『客観的な危険が生じ得る』ことを想定した」として、番号制度により原告らの利益が侵害されうる客観的危険性が存在すること自体は認めたとうえで、システム上及び制度上の保護措置を講じることにより、これらの危険性は「具体的危険性ではない」と反論した」、「逆に言えば、これらの保護措置が不存在であったり不十分であ

れば、具体的な危険性が生じうることを被告は認めている」とまとめている。

しかしながら、被告は、「システム上及び制度上の保護措置を講じることにより、これらの危険性は『具体的な危険性ではない』」などとは反論していない。番号制度における個人情報保護措置は、何らの個人情報保護措置も講じなかった場合に個人情報の漏洩等の「客観的な危険性が生じ得る」ことを想定した上で、かかる危険の具体化を防ぐことを目的としたものである、と主張したものである（被告第2準備書面第6の1〔39ページ〕）。また、被告は、本件訴訟において、番号制度における個人情報保護措置が「不存在であったり不十分であれば」、直ちに「具体的な危険性が生じ得る」ことを認めたことはない。

2 原告準備書面11第4の2(3)（5ページ）について

原告がいかなる事態において、いかなる「危険」が発生することを想定して釈明を求めているのか判然としないため、認否の限りでない。

第3 原告準備書面11第4の3(3)（6及び7ページ）について

被告第2準備書面第3の5(3)（26ないし32ページ）、被告第5準備書面第3の4及び7（15及び16ページ、22ないし26ページ）において既に反論したとおりである。

第4 原告準備書面11第4の4(1)（7及び8ページ）について

原告準備書面11第4の4(1)ア（7ページ）における原告らの主張は、いずれも原告らの意見ないし評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

第5 原告準備書面11第4の4(2)及び(3)（8及び9ページ）並びに原告準備書面12第2及び第3（4ないし6ページ）について

- 1 原告準備書面11第4の4(2)及び(3)並びに原告準備書面12第2について
原告準備書面11第4の4(2)（8ページ）における原告らの主張に対する反

論は、被告第7準備書面第2（5及び6ページ）で既に述べたとおりである。

また、原告準備書面11第4の4(3)（8及び9ページ）については、前記第3で述べたとおりである。

なお、原告準備書面12第2の1及び2（2ないし4ページ）に記載の事実関係については、不知。

2 原告準備書面12第3（4ないし6ページ）について

原告準備書面12第3の1及び2（4ないし6ページ）に記載の事実関係については、不知。

第6 原告準備書面11第4の4(4)（9ないし11ページ）について

被告第6準備書面第4の2(3)（10ないし12ページ）及び被告第7準備書面第1の2（3ないし5ページ）において既に反論したとおりである。

第7 原告準備書面11第5（11ないし13ページ）について

番号制度を導入することによる費用対効果がいかなるものであるかについては、本件の争点（原告らの利益が侵害される具体的危険性の有無）の判断を左右する事情ではないため、原告らの求問に対する回答の要を見ない。

別紙

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
番号制度	社会保障・税番号制度	第1準備書面	4	
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	第1準備書面	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	第1準備書面	11	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	第1準備書面	11	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	第1準備書面	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	第1準備書面	17	

番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令155号)	第1準備書面	18	
機構	地方公共団体情報システム機構	第1準備書面	18	
カード記録事項	これらの事項(被告注:氏名,住所,生年月日,性別,個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真)その他総務省令で定める事項	第1準備書面	19	
住基カード	住民基本台帳カード	第1準備書面	20	
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	第1準備書面	20	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)	第1準備書面	21	
委員会	個人情報保護委員会	第1準備書面	24	
行政機関の長等	行政機関の長,地方公共団体の機関,独立行政法人等,地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	第1準備書面	24	
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	第1準備書面	27	
評価書	番号利用法27条1項の規定により,行	第1準備書	29	

	政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面	面		
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法による改正後のもの）	第1準備書面	30	
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）	第1準備書面	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	第1準備書面	37	
被告第1準備書面	被告の平成28年5月19日付け第1準備書面	第2準備書面	5	
個人番号の収集等	個人番号の収集、保存、利用及び提供	第2準備書面	5	
本件差止請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、個人番号の収集等の差止めを求める請求	第2準備書面	5	
本件削除請求	原告らが、被告に対し、プライバシー権侵害に基づく原状回復として、被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第2準備書面	5	
国賠法	国家賠償法	第2準備書面	5	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として、慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延	第2準備書面	5	

	損害金の支払いを求める請求			
本件各請求	本件国賠請求, 本件差止請求及び本件削除請求	第2準備書面	5	
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第2準備書面	8	
管理, 利用等	収集, 管理又は利用	第2準備書面	8	
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決 (民集62巻3号777ページ)	第2準備書面	8	
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決 (民集62巻3号665ページ)	第2準備書面	8	
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)	第2準備書面	12	
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)	第2準備書面	12	
(別添) 安全管理措置 (事業者編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)」 (平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号) の別添資料である	第2準備書面	17	
(別添) 安全管理措置 (行政機関等)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団	第2準備書面	17	

政機関等編)	体等編)」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の別添資料である			
被告第2準備書面	被告の平成28年7月28日付け第2準備書面	第3準備書面	3	
原告準備書面2	原告らの平成29年2月16日付け準備書面2	第4準備書面	3	
被告第3準備書面	被告の平成29年2月16日付け第3準備書面	第4準備書面	3	
各地方公共団体の中間サーバー	地方公共団体の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となる情報の副本を保存、管理する中間サーバー	第4準備書面	4	
原告準備書面1	原告らの平成28年11月15日付け準備書面1	第5準備書面	5	
原告準備書面3	原告らの平成29年5月9日付け準備書面3	第5準備書面	5	
原告準備書面4	原告らの平成29年6月30日付け準備書面4	第5準備書面	5	
被告第4準備書面	平成29年5月16日付け被告第4準備書面	第5準備書面	20	
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	第5準備書面	20	
CS	住基ネットのコミュニケーションサーバー	第5準備書面	27	
原告準備書面5	原告らの平成29年10月24日付け準備書面5	第6準備書面	5	
原告準備書面	原告らの平成30年1月18日付け準備書面	第6準備書面	5	

6	書面6	面		
原告準備書面7	原告らの平成30年3月1日付け準備書面7	第6準備書面	5	
被告第5準備書面	平成29年10月26日付け被告第5準備書面	第6準備書面	5	
原告準備書面8	原告らの平成30年7月11日付け準備書面8	第7準備書面	3	
原告準備書面9	原告らの平成30年7月11日付け準備書面9	第7準備書面	3	
原告準備書面10	原告らの平成30年10月11日付け準備書面10	第7準備書面	3	
被告第6準備書面	平成30年5月17日付け被告第6準備書面	第7準備書面	3	
年金機構	日本年金機構	第7準備書面	6	
本事案 2	株式会社SAY企画に委託された扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかずに他の事業者に再委託されていた事案	第7準備書面	6	
原告準備書面11	原告らの平成30年12月28日付け準備書面11	第8準備書面	3	
原告準備書面12	原告らの平成31年1月21日付け準備書面12	第8準備書面	3	